

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。
健康増進関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和6年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法第17条第1項又は第19条の2に基づく健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務である。 ①対象者(市民)に対しての健診受診の通知、受診(未受診)等の記録、結果の管理。 ②受診後の健康相談、訪問指導、未受診者への再勧奨等履歴の管理。 ③受診記録等からの統計調査及び報告
③システムの名称	健康管理システム(住民健診)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の17,18,19の項 番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項 番号利用法第19条第9号 別表第二表の102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康政策課
②所属長の役職名	健康政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康政策課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	健康増進に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。 健康増進関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。		
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法の規定に則り成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健診受診時の対象者可否の判断に利用	健康増進法第17条第1項又は第19条の2に基づく健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務である。 ①対象者(市民)に対しての健診受診の通知、受診(未受診)等の記録、結果の管理。 ②受診後の健康相談、訪問指導、未受診者への再勧奨等履歴の管理。 ③受診記録等からの統計調査及び報告		
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(住民健診)	健康管理システム(住民健診)、中間サーバー		
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康福祉部健康推進室	健康福祉部長寿健康づくり室		
平成29年7月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康推進室長 駒谷みどり	長寿健康づくり室長 小森 達也		
平成29年7月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先		企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033		
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部長寿健康づくり室	健康福祉部長寿健康課	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部長寿健康づくり室長 小森達也	長寿健康課長	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部長寿健康づくり室 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	健康福祉部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	事後	
平成30年6月22日	I-1-③ システム名称	健康管理システム(住民健診)、中間サーバー	健康管理システム(住民健診)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバー・団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月1日	II じきい値判断項目 1対象人数	平成29年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II じきい値判断項目 2取扱者数	平成29年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IVリスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年6月12日	II じきい値判断項目 1対象人数	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月12日	II じきい値判断項目 2取扱者数	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月8日	II じきい値判断項目 1対象人数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月8日	II じきい値判断項目 2取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17,18,19の項 番号利用法第19条第7号 別表第二 26の項	番号法第19条第7号 別表第二の17,18,19の項 番号利用法第19条第7号 別表第二 26の項 番号利用法第19条第8号 別表第二表の102の2の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17,18,19の項 番号利用法第19条第7号 別表第二の26の項 番号利用法第19条第8号 別表第二の102の2の項	番号法第19条第8号 別表第二の17,18,19の項 番号利用法第19条第8号 別表第二の26の項 番号利用法第19条第9号 別表第二の102の2の項	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部長寿健康課 長寿健康課長	健康福祉部健康政策課 健康政策課長	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	健康福祉部健康政策課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	事後	
令和4年7月15日	II ときい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年7月15日	II ときい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年7月13日	II ときい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年7月13日	II ときい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年7月12日	II ときい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年7月12日	II ときい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	